家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について

令和 4 年 1 2 月 農林水産省

家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方

令和5年4月1日以後に共済掛金期間が始まる家畜共済の 共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

○ 共済掛金標準率は、過去一定年間の被害率を基礎として、 組合等の積立金の水準に応じた調整を行って算定する。

I - 1 死亡廃用共済(基礎被害率①)

1 基礎被害率

共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めたときは、当該区分)ごと及び除外される事故の区分ごと並びに都道府県の区域(全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域。農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき当該区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬にあっては、全国の区域。以下「料率地域」という。)ごとに、直近3年間の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを基礎被害率とする。

○ 死亡廃用共済の共済掛金標準率は、共済目的の種類(さらにこれを細分化した共済掛金区分)ごと及び除外される事故の区分ごと並びに料率地域※1ごとに設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

共済目的 の種類 共済掛金	4	搾乳牛、育成乳牛(子牛等選択あり、 子牛等選択なし)、 繁殖用雌牛、育成・肥育牛(子牛等 選択あり、子牛等選択なし)、 乳用種種雄牛、肉用種種雄牛	
区分	馬	繁殖用雌馬、育成•肥育馬、種雄馬	
	豚	種豚、特定肉豚、群単位肉豚	
除外される 事故の区分	特定事故^{※2}以外の(死亡)廃用事故1~3、5、6号^{※3}の廃用事故		

- ※1 原則として都道府県の区域。都道府県の区域内において被害発生態様が異なる地域がある場合は、当該地域。乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬については、全国の区域。
- ※2 火災、伝染病(法定伝染病及び届出伝染病(特定肉豚にあっては、二パウイルス感染症、豚テシオウイルス性脳脊髄炎に限る。)) 又は自然災害による死亡廃用事故。
- ※3 疾病又は不慮の傷害によって死にひんした場合(1号)、不慮の 災厄によって救うことのできない状態に陥った場合(2号)、骨折、 は行、両眼失明、牛伝染性リンパ腫、BSE、創傷性心のう炎又は 放線菌症等による採食不能によって使用価値を失った場合(3号)、 繁殖能力を失った場合(5号)及び泌乳能力を失った場合(6号)

I -1 死亡廃用共済(基礎被害率②)

〇 原則、直近3年間として令和元~3年度(特定事故にあっては、直近20年間として平成14~令和3年度)のデータを用いて、実績金額被害率を次のとおり算定する。

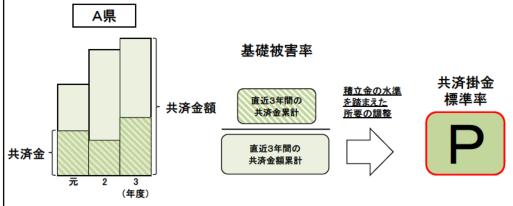
実績金額被害率(%)=支払われた共済金÷共済金額

○ 「必要に応じて修正を行う」とは、引受実績のない区分についても、引受実績のある区分の被害率から換算して、被害率を算定すること等をいう。

I -2 死亡廃用共済(共済掛金標準率)

2 共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び除外される事故の区分ごと並びに 料率地域ごとに、基礎被害率に対し、組合等の家畜共済に係 る積立金の水準及び国の食料安定供給特別会計農業再保 険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行った ものを共済掛金標準率とする。 基礎被害率を基礎として共済掛金標準率を定める。



- <組合等の積立金の水準を踏まえた所要の調整>
- 共済団体に積立金が蓄積されている場合は、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、共済団体の積立金の水準に応じて、共済掛金標準率の引下げを行う。
- 共済団体に積立金が十分でない場合は、共済団体の支払い不能を防ぐため、共済掛金標準率に安全率を付加する。
- <国の積立金の水準を踏まえた所要の調整>
- 行政改革推進会議による全ての特別会計・勘定を対象とした見直しにおいて、食料安定供給特別会計農業再保険勘定については、積立金の微増傾向を踏まえ、令和3年12月に、再保険料等の率を調整し、積立金の増加を抑制する仕組みを設けるべきとされたところ。
- これを踏まえ、農家負担を軽減しつつ、国庫(一般会計)負担の 軽減を図るため、今回の改定においては、組合等が国に支払う保 険料率を引下げ(1/2カット)。

4

Ⅱ 疾病傷害共済(基礎被害率及び共済掛金標準率①)

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び<u>診療技術料等とそれ以外の費用</u>の別ごと並びに<u>料率地域</u>ごとに、直近3年間の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに、基礎被害率に対し、組合等の家畜共済に係る積立金の水準及び国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを共済掛金標準率とする。

○ 疾病傷害共済の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごと及び診療技術料等とそれ以外の費用の別ごと並びに料率地域ごとに設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

共済目的 の種類	牛	乳用牛(子牛選択あり、子牛選択なし)、 肉用牛(子牛選択あり、子牛選択なし)、 乳用種種雄牛、肉用種種雄牛				
共済掛金 区分	馬	一般馬、種雄馬				
	豚	種豚				
診療技術料等	診療に要する費用のうち、次のa~e以外のもの					
a 医薬品費 診療技術料等 以外の費用 c 医療用器具及び機械の償却費 d 往診用車両の修理費及び償却費 e 往診用車両の燃料費及び往診時の交通費						

Ⅱ 疾病傷害共済(基礎被害率及び共済掛金標準率②)

○ 原則、直近3年間として令和元~3年度のデータを用いて、 実績金額被害率を次のとおり算定する。

実績金額被害率(%)=支払われた共済金÷共済金額

○ 「必要に応じて修正を行う」とは、引受実績のない区分についても、引受実績のある区分の被害率から換算して、被害率を算定すること等をいう。

付 録

【政府による保険事業】

- 共済金の支払いについて、組合が一定の責任を有しつつも、組合の支払責任額のうち掛金収入で賄えない部分が過度にならないよう、政府が共済責任を保険する事業を実施。
 - 〇 平成30年度の制度改正により、事業執行の効率化の観点から、共済事故1件ごとに再保険金を支払う仕組みから、年間の 共済金支払が「家畜通常標準被害率」を超えた場合に支払う方式に見直し。
- 〇 家畜共済は、他の共済事業と比べ天候による被害への影響が小さいことから、過去一定期間^{※1}の各年度の被害率の最大値を家畜通常標準被害率として設定^{※2}。
 - ※1 平成23~令和3年の11年間。(平成30年度の制度改正後の組替集計に必要な家畜1頭ごとのデータが存在する最長期間。)
 - ※2 制度改正前後での連続性が保たれるようデータを整理した上で算定。

(年度)

特定組合及び政府の責任分担 (全体:県の共済金額の総額)

農業共済の共済掛金率の調整措置

平成23年度から、共済団体の保有する積立金の水準に応じて、 共済掛金率の調整措置を行っている。

積立金の水準	調整方法
判定水準の5倍以上	4/5カット
判定水準の3~5倍	2/3カット
判定水準の2~3倍	1/2カット
判定水準の1.5~2倍	1/3カット
判定水準の1.25~1.5倍	1/5カット
判定水準の1~1.25倍	調整を行わない
判定水準の0~1倍	安全率を付加
判定水準の0未満	安全率を付加

- (注1) 判定水準は、共済団体の最大不足額(共済団体が責任を持って最大限支払 わなければならない金額)の6年分に相当する金額である。
- (注2) 判定水準を割り込む場合は、安全率を付加する。
- (注3) 掛金率引下げ後の積立金の水準が判定水準を割り込む場合は、引下げ幅を 1段階下げる。

共済掛金率の調整措置の対象組合数

積立金の水準	前回調整状況	今回調整状況
5以上 (4/5カット)	1	0
3~5 (2/3カット)	1	0
2~3 (1/2カット)	2	0
1.5 ~2 (1/3カット)	2	0
1.25~1.5 (1/5カット)	3	0
1~1.25 (調整なし)	10	3
〇~1 (安全率付加)	88	21
〇未満 (安全率付加)	2	25
計	109	49

※計の組合数は合併により減少

(参考)家畜共済における金額被害率の推移(全国平均)

(1)死亡廃用共済

(単位:%、億円)

					,,				Γ				n		
年度	計				牛					馬			朋	<u> </u>	
		搾乳牛	繁殖用 雌牛	育成乳牛	育成• 肥育牛	種雄牛	乳用種 種雄牛	肉用種 種雄牛	繁殖用 雌馬	育成• 肥育馬	種雄馬	種豚	肉豚	特定 肉豚	群単位 肉豚
平成 25	2.7	5.8	1.4	1.6	1.5	4.6	0.0	4.6	1.8	1.4	11.0	1.6	9.3	9.4	9.0
26	2.7	5.7	1.5	1.6	1.6	5.5	6.5	5.5	2.1	1.0	7.8	1.5	10.0	10.1	9.2
27	2.8	5.8	1.5	1.6	1.6	3.7	0.0	3.7	2.1	1.5	4.8	1.5	8.9	8.9	8.5
28	2.8	6.2	1.7	1.9	1.7	4.8	0.0	4.9	2.5	1.3	7.2	1.3	8.3	8.3	8.4
29	2.9	6.2	1.8	2.1	1.8	3.9	0.0	4.0	2.5	1.4	9.3	1.3	8.3	8.3	8.2
30	3.0	6.1	1.9	2.0	2.0	2.9	0.0	3.0	2.2	1.2	7.9	1.5	9.4	9.4	9.5
令和元年	3.1	6.3	1.7	1.9	1.9	4.9	0.0	4.9	3.2	2.5	8.4	1.8	9.0	8.9	9.6
2	2.8	6.1	1.8	1.8	1.9	5.6	0.0	5.6	2.7	1.9	7.3	1.5	9.5	9.6	8.8
3	2.8	6.0	1.8	1.8	1.8	5.7	0.0	5.7	2.7	1.5	11.0	1.5	10.4	10.6	9.1
28~30年度 平均 ①	2.9	6.1	1.8	2.0	1.8	3.9	-	4.0	2.4	1.3	8.1	1.4	8.7	8.7	8.7
元年~3年度 平均②	2.9	6.2	1.8	1.8	1.9	5.4	-	5.4	2.9	2.0	8.9	1.6	9.6	9.7	9.2
2/1	99.3	100.3	98.6	92.1	101.8	138.0	_	135.9	120.1	151.4	109.5	115.3	111.1	111.6	105.8
(参考)3年度 共済金額	15,877	3,090	2,042	1,950	8,185	2	0.01	2	82	130	4	156	237	210	26

(2)疾病傷害共済

(畄位・% 倍田)

								(里	位:%、億円)
				牛	馬		豚		
年度	計	乳用牛	肉用牛	種雄牛	乳用種 種雄牛	肉用種 種雄牛	一般馬	種雄馬	種豚
平成 25	51.4	60.0	41.2	7.5	5.1	7.6	57.7	20.2	17.0
26	47.5	53.0	41.2	7.7	7.1	7.7	55.6	18.7	15.4
27	47.4	54.4	39.7	5.4	0.0	5.5	55.7	23.4	12.7
28	46.2	53.3	38.7	7.1	0.0	7.2	56.1	25.4	14.0
29	40.2	45.1	34.9	6.8	0.0	6.9	54.4	20.1	19.2
30	38.7	43.3	33.9	6.6	0.0	6.7	56.3	16.9	16.7
令和元年	55.0	54.0	57.2	4.8	0.0	4.8	47.2	19.5	35.0
2	56.0	54.2	58.7	9.9	0.0	9.9	58.2	19.1	29.3
3	55.1	51.1	61.0	6.3	0.0	6.3	59.4	21.7	31.0
28~30年度 平均 ①	41.7	47.3	35.8	6.8	-	6.9	55.6	20.8	16.7
元年~3度 平均 ②	55.4	53.1	59.0	7.0	-	7.0	54.9	20.1	31.8
2/1	132.8	112.3	164.7	102.0	_	100.6	98.7	96.8	190.7
(参考)3年度 共済金額	513	301	206	0.1	0.001	0.1	4	0.1	2

(参考)家畜共済の共済掛金標準率の算定結果 (全国平均)

(1)死亡廃用共済

(単位:%)

	現行 (元年度改定)	改定(案)	現行比
乳用牛	4.668	4.819	103.24
肉用牛	2.150	2.201	102.33
馬	1.749	2.369	135.43
種豚	3.899	4.750	121.81
肉豚	16.392	18.573	113.30

(2)疾病傷害共済

(単位:%)

	現行 (元年度改定)	改定(案)	現行比
乳用牛	47.152	56.138	119.06
肉用牛	36.991	62.571	169.15
馬	56.863	59.169	104.06
種豚	18.856	33.700	178.72